

# 発動された対カナダ・メキシコ関税

研究主幹 峰尾 洋一

## 発言通りに実行された関税

2月1日の午後、米国はカナダ・メキシコ・中国からの輸入に対する関税強化を発表した。追加関税率<sup>(注1)</sup>はカナダとメキシコに対し原則25%、中国には同10%とされ、カナダからのエネルギー輸入には10%が示されている。また適用は2月4日からとされた。トランプ氏は就任前からこれら3国向けの関税強化を示唆。カナダ、メキシコが国境を接する友好国であること、3国が米貿易相手の最上位に位置し関税強化の影響が甚大と見込まれることなどから、慎重な動きになるという読みもあったが、最終的には事前の示唆通りの実施となった。今回の関税は第1次トランプ政権での対中関税強化と異なり、前例のない「国家緊急経済権限法」に基づく<sup>(注2)</sup>ものとなる。また金額で見た規模も前回と比べはるかに大きい。発表から短時間での適用開始でもあり、混乱が懸念される。

## 判然としない大統領令の趣旨と背景

2月1日に発令された大統領令<sup>(注3)</sup>は、不法移民、およびフェンタニル<sup>(注4)</sup>を中心とする合成麻薬の米国流入をもって国家緊急事態とし、流入に十分な対処をしていないこと<sup>(注5)</sup>に対し是正を促す目的で関税を発動するとされている。一方、運用の概要を示すファクトシートには米国の貿易赤字額が過大であるとの言及があり、トランプ氏本人もメディアのインタビューに対して、貿易赤字が背景にあると発言するなど、政策目的には判然としない部分が残る。1月20日の就任初日に発令された通商関連の大統領令は、貿易赤字や不公正貿易、安全保障、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の見直しなどの調査を命令する内容となった。だが、今回の大統領令は、その趣旨に沿わず、先行大統領令を上書きする内容を含む。これがUSMCA見直しを始め、自身が発令した大統領令を改廃する意図で書かれているとすれば、一度発令された大統領令を2週間で修正することを意味する。関税の根拠となっている不法移民についても、メキシコからの流入数は激減しており<sup>(注6)</sup>、カナダ国境からのそれはメキシコにはるかに及ばない。合成麻薬の流入についても米国からの需要がある事実を目をつぶって相手国にのみに責任を問うことには疑問の余地が残る。一方で、米国におけるオピオイド麻薬の過剰投与による死亡者数は10年で3倍以上となり、フェンタニルが死亡原因の太宗を占める。そうした事実が、支持者に訴えやすく、大統領の一存で発動できる関係国への関税発動の理由として使われている可能性も残る。今回の大統領令では、国土安全保障省長官に発令内容実施の大きな権限が与えられ、対象国の対応が十分かどうかの判断も委ねられており、同長官（クリスティ・ノーム氏）の動向は注視に値する。

## 第1次政権時の関税をはるかに上回る対象規模とカナダ・メキシコの反応

第1次トランプ政権時に開始された対中関税は対象金額が約3,800億ドルだが、今回対象となる3国からの2023年米国輸入額は1兆3,200億ドルに及び、金額規模としては3倍を超える。最も輸入額が大きいのがメキシコの4,752億ドルで、中国の4,269億ドル、カナダの4,186億ドルが続く。対象となる主な品目には、原油、自動車（部品）、コンピューター、電話機器、配送用トラック、絶縁電線、石油精製製品、電池などが含まれる。米国の関税発動を受けてカナダは同日にカナダドルで1,550億ドル<sup>(注7)</sup>を対象とした25%の対米関税を発動すると発表した。対象は化粧品、家電、紙から食品飲料に及び、トランプ氏支持州の産物をターゲットとするとしている。今回の大統領令では、対象国の報復関税などに対しては関税の拡大で対抗できるとされており、カナダの措置に対する米国の更なる追加関税も懸念される。メキシコは具体的な内容は開示していないが報復関税を含む対抗措置を取るとしている。

## 想定すべきこと

現時点での影響を測るのは容易ではない。関税を課す政府の歳入が増え、関税上昇分は物価上昇を通じ最終的には消費者が負担するという見方が大勢だが、相互に依存度の高い国同士の大規模な関税導入であり、今後検討されるシナリオも進展次第で大きくブレる可能性がある。何れにせよ、当面は関税対象品の代替調達や関税負担先の特定などが急務となり、混乱の拡大が考えられる。その中で徐々に見えてくる方向感を読むことが肝要となろう。

(注1) : ここでの関税率は既存の関税率への追加税率となる。

(注2) : この法律にもとづく権限の場合、不公正貿易や国家安全保障の問題有無の調査が不要で、即時の発動が可能となる。

(注3) : 2/1の「大統領令」では対象国としてカナダのみが記載されており、ファクトシートでメキシコ、中国にも言及がある。この観点では後述の国土安全保障長官の権限も対カナダに限定されるが、本稿では3国に等しい措置が取られることを前提とした。

(注4) : 強力な合成麻薬（オピオイド）。本来は医療用だが、近年米国では多幸感をもたらすなどの理由で違法使用が急増している。

(注5) : 3国のうち中国はフェンタニルの原料の生産や流通を規制しないことに対するもの。

(注6) : メキシコからの不法移民流入数は2023年12月の約30万人から2024年11月の9万4,000人へと激減。

(注7) : 2月4日付で300億カナダドル、21日以内に残余の1,250億カナダドル相当の関税を発動とするとしている。

(執筆者プロフィール)

**峰尾 洋一** (Yoichi Mineo)

Mineo-Y@marubeni.com

研究主幹

研究分野：米国全般

丸紅入社後、財務部、米国会社を経て、2017～23年ワシントン事務所長。2024年から丸紅経済研究所にて、米国政治経済を中心に分析、論説を行う。慶応大学商学部卒業。

---

## 株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。